

# 第三次西条市行政改革大綱の概要

行政改革推進課

## ◆第三次西条市行政改革大綱の概要

### I これまでの取り組み

(1) 民間委託等	指定管理における指定期間延長（3年→5年）とモニタリングの推進
(2) 職員数削減	H22：1,032人→H26：979人 △53人
(3) 市民との対話	移動市長室・市政懇談会・定例記者会見の開催、 市内7公民館での住民票等の交付開始
(4) 財政の健全化	水道料金や体育施設の料金改定、 補助金等の見直し 4千3百万円縮減

### II さらに行政改革の必要性

(1) 人口減少と少子高齢化の進行	生産年齢人口の減少及び高齢者の増加
(2) 景気の停滞と厳しい財政状況	社会保障費の増加や公共施設の老朽化
(3) 時代の変化への対応	合併10年後の成果と課題への対応
(4) 地域の自立と協働のまちづくり	行政・市民・自治会・NPO法人・企業等 多様な主体の連携
(5) 総合計画に基づくまちづくり	「自己責任」と「自己決定」による主体性の確立

### III 行政改革の4つの方針

方針1	スリムで質の高い行政運営システムの構築
方針2	自立性が発揮できる行政体制の確立
方針3	連携・協働によるまちづくりの推進
方針4	地方分権時代に対応した行財政運営の推進

IV 推進期間           平成28年度から平成32年度まで       5年間

### V 4つの方針ごとの重点目標

#### ◆実施計画に掲載した取り組み

方針	重点目標	具体的な取組み
方針1	事業・業務の見直し	(新) 統一的な事業・業務の見直し
		(新) 口座振替納入（領収）済書の廃止に向けた検討
	施設の有効活用の検討	(新) 公共施設等総合管理計画の策定
		(新) 市営住宅の効率的な整備
		(新) 社会教育施設などの整理統廃合や再生
		(新) 給食施設の整備、運営、食材の購入方法の検討
		消防団施設などの統合

方針	重点目標	具体的な取組み
方針 1	公営企業などの見直し	(新) 簡易水道事業への地方公営企業法適用
		(新) 水道料金の統一及び事業の統合
		(新) 小規模下水道事業の公共下水道事業への接続統合
		(新) 公共下水道事業への地方公営企業法適用
		(新) 交通災害共済のあり方の検討
方針 2	市民ニーズなどに 対応した組織づくり	組織機構と人員配置の見直し
		プロジェクトなどの活用
	給与の適正化及び女性登用	給与制度などの適正化
		(新) 各種審議会への女性の登用
	地方分権時代に相応しい 人材の育成	人材育成基本方針に基づく計画的かつ体系的な研修の実施
		職員の待遇改善
		人事評価制度の効果的な運用
	サービスの向上のための 体制づくり	窓口サービスの充実
		(新) 地図情報の共有化、利用促進、市民公開
		(新) 電子入札制度の推進
		(新) 小・中学校へのICT教育の導入
	積極的な情報発信と情報収集	広報活動の充実
		(新) 西条うちぬき倶楽部による情報収集・情報発信
		パブリックコメント制度などの活用
方針 3	市民との協働	(新) 市民活動団体などの支援及びネットワーク化
		地域コミュニティ活動の支援
		活動主体との連携・協力
		(新) 公民館の情報発信の充実及び施設のバリアフリー化と耐震化
		自主防災組織の育成
		(新) 様々な人材（高齢者）の再発掘及び活用
	民間企業などとの連携	指定管理者制度の導入実施及びモニタリングの強化
		(新) 国際交流関係団体への支援・協力
		(新) 西条の魅力発信、おもてなしにおける民間団体との連携
		(新) 災害時の民間企業との連携
	行政機関・大学などとの連携	(新) 大学など高等教育・研究機関と連携したまちづくりの推進
		(新) 東予圏内の各市との政策連携及び共同事務の実施
		(新) 広域観光連携による石鎚山系魅力発信などの強化
		(新) 国民健康保険事業の県への移管推進
(新) 国や県との人事交流		
方針 4	経費の節減合理化、歳入の 確保など財政の健全化	中長期財政計画の策定
		(新) 統一的な基準による財務書類の作成と公表
		法令を遵守した適正な債権管理の推進
		市税の収納率向上対策の推進
		(新) ふるさと納税の促進
		市有財産の処分・貸付など有効活用
		使用料・手数料などの受益者負担の適正化の検討
		広告料収入など自主財源の確保
		公共工事のコスト縮減
		補助金の検証及び見直し

※（新）は、今回新たに実施計画に掲載し取り組む項目です。